

# とちぎ・アシスト!

編集・発行人/栃木県障害者スポーツ指導者協議会

事務局 〒321-0162 宇都宮市大和1-8-38 坂本裕明方 TEL & FAX.028-658-4675

2006

4

創刊号

栃木県内におけるスポーツ活動を通して、  
障害者福祉の発展をアシストします。



## 栃木県障害者スポーツ指導者協議会 会報創刊にあたって

会長 橋本 定雄

みなさんこんにちは。会長を務めております橋本と申します。このたび、栃木県障害者スポーツ指導者協議会会報を発行する運びとなり、一言ごあいさつ申し上げます。

本協議会は、「栃木県内におけるスポーツ活動を通して、障害者福祉の発展に寄与すること」を目的として平成14年に発足されました。県内8ブロック単位(宇河地区・上都賀地区・下都賀地区・塩谷地区・南那須地区・北那須地区・芳賀地区・安足地区)の体制で組織化され、発足以来、県内各所で活動を続けており、平成18年3月現在、約300人の会員がおります。

発足以来の活動を振り返って見ますと、まだまだ本協議会の目的を達成しているとは決して言えない活動内容であると言わざるを得ません。しかし、会員の皆様のご協力をいただきながら、徐々にではありますが組織体制が整いつつあるというのが、現在の状況であると思っています。これからは、今までの反省や経験を踏まえながら、活力みなぎる組織として発展していけるように努めていくことを念頭に、確実に歩を進めてまいりたいと考えております。

本協議会は、先にあげました8地区のブロック長を中心に会員が地元において活動しており、全国の指導者協議会に目を向けてみても、とても優れているのではないかと自負しています。それは、地域に密着した活動が形成され、障害者との距離がとて近くなっているからです。

半面、スポーツを楽しみたい障害者と指導者の活動との間

にすれ違いが生じている点を見逃してはいけなと感じています。障害者へのアンケートによると「日ごろ運動をしたいが、指導してくれる人がいない」との声が多く聞かれ、本会の認知度がまだ低いことがうかがえます。一方、指導員の多くが「活動の場がない」と漏らしており、両者の思いにギャップが生じている点は、改めていかなければいけません。

今後は、各地区ブロック長が中心となり、各地域の情報を積極的に活用しながら、地元での障害者支援活動にスポーツ及びレクリエーションを通して積極的に参画し、それによって障害者の方の活力みなぎるライフスタイルを構築していければと考えています。

将来的な構想の一つとしては、国際大会に出場できる選手を育成する場の形成です。このことについては、本協議会だけで活動、運営していくには限界があります。障害者スポーツ競技団体等との情報交換を図りながら交流を深めていくことで、ブロッカー一つ一つで活躍の場が増えていくのではないのでしょうか。

本協議会の方向性としては、高齢者で障害のある方にも対応した活動も視野に入れていきます。日本社会の将来的構造を考えると高齢人口増加に伴って、高齢者の障害者も増えていくことは目に見えて明らかです。足元まで来ているその将来像に後れを取らないように、必要な知識や経験を備えた指導員を養成するなど、アクティブな対応ができる組織へと成長させたいと考えます。

これからの本協議会の運営につきましては、会員皆様のお力をお借りしなければより一層の発展は望めません。本活動のご支援の程、何とぞよろしくごお願い申し上げます。

# 栃木県障害者スポーツ指導者協議会の沿革

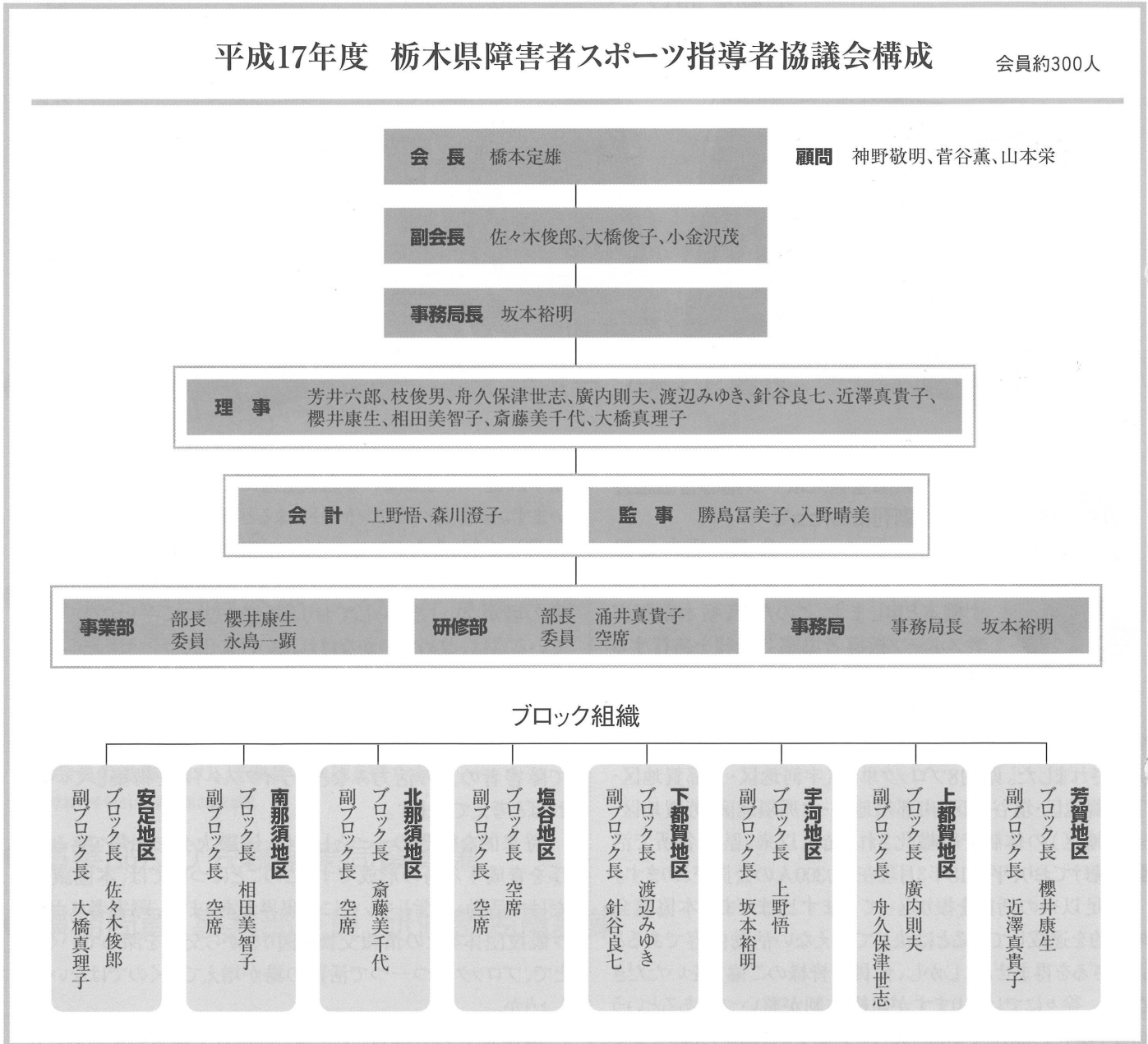
事務局長 坂本 裕明

## 設立の経過

本協議会は、栃木県内におけるスポーツ活動を通して、障害者福祉の発展に寄与することを目的として平成14年3月に設立されました。県内8ブロックに分かれ、設立以来会員の研修をはじめ栃木県の障害者スポーツ活動にかかわっています。そして平成16年度に部組織を創設し、活動の一層の充実を図る体制が出来上がりました。会員の皆様にもこれらの部に積極的ににかかわり活発な活動をしていただきたいと思います。

## 平成17年度 栃木県障害者スポーツ指導者協議会構成

会員約300人



- (1) 宇河地区 (河内郡、宇都宮市)
- (2) 上都賀地区 (上都賀郡、日光市、鹿沼市)
- (3) 芳賀地区 (芳賀郡、真岡市)
- (4) 下都賀地区 (下都賀郡、栃木市、小山市、下野市)
- (5) 塩谷地区 (塩谷郡、矢板市、さくら市)
- (6) 北那須地区 (大田原市、黒磯市、那須塩原市、那須町)
- (7) 南那須地区 (那須烏山市、那珂川町)
- (8) 安足地区 (足利市、佐野市)

### 執筆者のプロフィール



坂本 裕明

1. 宇都宮市
2. 診療放射線技師
3. スキー、登山、写真、ドライブ、音楽鑑賞
4. さかさん
5. スキー大好きな人、一緒に行きましょう。

1.住所 2.職業 3.趣味 4.ニックネーム 5.一言

# 事業部の活動について

事業部長 櫻井 康生



皆さん、こんにちは!  
本協議会の事業部の活動について、ご説明いたします。

事業部は、栃木県障害者スポーツ指導者協議会の更なる活性化を図るために、障害者スポーツ指導員の資格取得者の皆様に対し、

積極的に活動に参加していただくためには、本協議会としてどのような活動をしていけばいいのかということを念頭に置き、組織されました。具体的には、

- ①障害者を対象にしたスポーツ教室の強化
- ②指導者を対象にした親ばく、情報提供
- ③各障害者スポーツ団体との連携の強化
- ④障害者スポーツ指導員の資格の意義の明確化
- ⑤栃木県障害者スポーツ協会の事業協力

等を目標として取り組んでおり、これまでの主な活動としては、栃木県障害者スポーツ大会の各種目等への協力などがあります。

しかしながら、その他の活発な活動を行うまでにはまだまだ至っていないのが現状であり、会員の皆様にとどのような活動を行っているのかという情報をお届けする場を設けようとの思いもあり、今回、機関紙を創刊する運びとなりました。

私たち事業部が、障害をお持ちの皆さんにできることは、

- ①本人への可能性に関する支援
- ②本人への潜在能力(体力)を引き出す支援
- ③本人の楽しみに関する支援
- ④安全性に関する支援
- ⑤用具、支援機器、ルールの開発
- ⑥その他

等を行うことが可能ではないかと思っております。

加えて、障害者がスポーツを心より楽しめる計画や資格を取得した会員の資質の向上を図れるように進めていきたいとも考えております。

また、スポーツ教室や各種スポーツ大会等の援助・協力を積極的に取り組んでまいりますので、是非、本協議会及び各支部にご連絡いただき、ご協力・ご支援できればと思っております。どうぞ、遠慮なくご一報くださいますようよろしくお願いいたします。

今後、スポーツ活動が地域の日常生活の中で実践され育まれていくという点では、各自治体やスポーツ団体との地域づくりという連携が必要不可欠です。どうぞ、障害者スポーツ指導員の資格を取得されている皆さん、資格を有効に活用し、ともに楽しく活動していきましょう。

## Profile

- ①芳賀都市貝町
- ②教員
- ③ディスクゴルフ
- ④サックンorヤックン
- ⑤皆で楽しくスポーツを

## 「第1回栃木県障害者スポーツ大会」 ふれあい広場の指導を振り返って

針谷 良七

平成17年10月8日、栃木県総合運動公園で開催された「第1回栃木県障害者スポーツ大会」は、知的障害者、身体障害者が初めて一同に会しての大会となりました。本協議会も「県民総スポーツを推進し、身体障害者及び知的障害者の健康保持の増進を図るとともに県民の障害に対する理解を深め、障害者の自立と社会参加を促進することを目的とする」との大会目的を達成すべく協力、多数が参加しました。

9月4日には、わかきアリーナで同大会レクリエーション・ゲームに備え研修会を実施。終了後、会場となる同公園補助競技場に向きレイアウト等を話し合い、車いすの手配などを県障害者スポーツ協会に依頼しました。その時、「大会参加者は体験コーナーに興味があり、利用したいとの声が多い」と聞き、その進め方等を思い描きながら帰路につきました。

大会当日の朝、天候を心配しましたが、「予定通り開催」のラジオ放送を聞き自宅を出発。今にも雨が落ちてきそうな空を仰ぎながら、現場での準備に取り掛かりました。

メイン会場で競技が始まり、我々の体験コーナー(車いすスラローム)も忙しくなるぞと張り切っていたのですが、雨が落ちてきたため出足は鈍く期待外れに。しかし、来場者にはヘルメットを着用(急に動き出し後ろに転倒すると後頭部を打つため)してもらい、スタッフが後ろに付き添う形で体験コーナーを進めました。

生憎の天気だったこともあり棄権者が続出、大会参加者も2,000人程だったようです。多数のサポーターやボランティアが、体験コーナーに目を向けて下されば、もっと来場者が増えたのではないかと考えています。ですから、次大会に向けて、PRを早めに始めることで、より多くの方に周知していくことが課題の一つではないかと感じました。

## Profile

- ①下都賀郡野木町
- ②生涯学習指導員
- ③温泉巡り
- ④なし
- ⑤身体障害の子供を持つ親として障害者スポーツ指導に関与するようになった

# 「第1回栃木県障害者スポーツ大会」 ふれあい広場の指導を振り返って (ニュースポーツ)

副会長 佐々木 俊郎

初めて開催されたふれあい広場でのニュースポーツとしてバグジー、ディスコン、ディスクトラックアウトを実施しました。特に今回はルールが簡単で誰にでも出来るような種目を選定しました。

ディスクトラックアウトは以前より色々なイベントにおいて行われていたので、障害者スポーツ指導者の方々にも馴染み深いものですが、バグジーとディスコンはあまり馴染みが無いため、指導者の方々を対象にルール習得のための講習会を何度か開催し準備を進めて来ました。

大会当日は、前日からの雨もやみうす曇りの中で開催されましたが、アンツーカー部分に水たまりが残っていたため、指導員やボランティアによりスポンジ等を使って水たまりを取り除くことから始めました。

準備が整い、開会式終了後の10時過ぎくらいから、ふれあい広場に選手の皆さんが少しずつ足を運んでくれ、目新しい種目に興味を示し、ルールの説明を受けながら楽しそうに各種目を体験する姿が見受けられるようになりました。しかし、残念なことにふれあい広場もにぎわい出すかと思った矢先の11時半過ぎから雨が降り出し、結局、雨足が弱まることなくイベン

トは終了することとなりました。

この天気の影響から参加者はあまり多くありませんでしたが、参加してくれた障害者の方々からは、それぞれの種目において「楽しかった」との感想を多くいただきました。ですから、次回の大会でも同じ種目を用意して「ふれあい広場」を実施し、より多くの障害者の方々に参加、体験してもらえればと考えています。

第1回栃木県障害者スポーツ大会において「ふれあい広場」という企画が初めて実施されましたが、このように障害者スポーツ指導者が活動できる場は障害者スポーツ発展のためにも大切であり、今後このような機会が増えていくことを願いたいと思います。

## Profile

①下都賀郡壬生町 ②教員(佐野短期大学) ③スポーツ ④サッカー ⑤スポーツ指導者の活躍の場が増えるよう皆さんと一緒に頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひします

# 「第1回栃木県障害者スポーツ大会」 ふれあい広場の指導を振り返って

チャレンジランキングゲーム担当 枝 俊男

「投げていいよ」。車いすに乗った子どもは、ひざ元に置かれた5個のお手玉を1個ずつポンと投げました。でも、洗面器には1つも入らずに終わってしまいました。その子は、投げたお手玉をしばらく見ていましたが、「もう一度やってみたい」と言い、1回投げたときよりも、心持ち距離を短くして再挑戦しました。

今度も最後の1個を残して一つも入らず、周りの人も残った1個のお手玉を見つめていました。しばらく時間をおいて、最後の1個が手から離れると一番手前にある40点のゾーンに入りました。すると、見ていた人からは一斉に拍手が沸き、その子の表情は「やったー」という喜びに満ち、感激に包まれている様子は、体全体からも見る事ができました。私も思わず「やったねえ」と心の中で叫んでしまいました。

幾つかのチャレンジランキング種目の一つであった「洗面器お手玉投げ」。それに挑むという一つの体験を通じて得た小さな達成感が大きな喜びを生んだわけですが、何故、この様子を見ていた周りの人から感動の拍手が沸き起こったのでしょうか。

それは、車いすの子どもが、ふれあい広場にやってきた時か

ら遊びに対して積極的に臨む姿勢を見せていたからこそ、見ている人が共感を得たに違いないと感じています。

障害者の方は、ややもすると「遊び」という分野から遠ざかってしまうようなところが見受けられますが、もっともっと遊びの輪の中に入ってきて参加して欲しいと思っています。

私が遊びの中で推進する支援方法としては、

- ①個人に視点を置いた楽しい遊び
- ②人の手を借りて行うより、自分自身の手で体験できる
- ③誰でも、いつでも、どこでも

以上のことを考えて、やさしいプログラムを進めています。

## Profile

①宇都宮市 ②地方公務員 ③自然散策(ハイキング、特に日光付近) ④としちゃん ⑤障害者の皆さんへの遊びの支援、高齢者の人々への「健康遊び」の支援をライフプランとして実践していきたい

## 指導者の資質の向上を図りたい

研修部長 涌井 真貴子



### ◇研修部とは？

指導者協議会機関紙創刊号の発行にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

研修部は、平成16年度総会で発足した組織ですが、活動についてはまだまだこれからと言ったところがあります。

ここで、まず研修部の目的についてお話ししたいと思います。研修部が出来た経緯については、指導者協議会の活動1期目(平成14年度、同15年度)を振り返ったときに、「県内には初級スポーツ指導員の有資格者が多数いるにもかかわらず、経験不足などにより現場で指導するにはまだまだ不安であり、実際に活動していないという方が多いのではないか」ということが、課題として浮かび上がったことです。

このような状況では、スポーツを楽しみたいという方たちから指導の依頼があっても、期待に十分こたえることができないのではないかとことから、これらの課題を解消していくために作られたのが研修部であります。

### ◇今後の抱負について

研修部主催の研修は、年2回程度、2部構成で行うことを基本的な態勢としており、内容は、レクリエーション的なものと障害者スポーツ大会の行われている種目の2部構成としています。この方針に沿い、平成16、17年度はともに3回の研修会を実施しました。

今後、研修部では指導者の資質向上を図るため計画的に研修会・講習会等を実施し、障害者のニーズに応じられる指導体制を築きたいと考えており、会員の皆様が研修会・講習会等に積極的に参加して下さいようお願い致します。

### 【お知らせ】

- 一緒に研修会・講習会等を企画する研修委員を募集しています。希望者は事務局までお知らせ下さい。
- 会員の皆様の研修に対する要望を随時受け付けていますので、事務局までお知らせください。

### Profile

①宇都宮市 ②県立のざわ養護学校教諭 ③旅行、おいしいものを食べる ④まっきい ⑤皆様のご協力をお願いします。一緒に頑張りましょう

## 皆が楽しめるニュースポーツ

下都賀ブロック長 渡辺 みゆき



下都賀・栃木・小山ブロック長を務めています。当ブロックは、平成17年度現在で約80人の会員がおり、県内では有数の規模を誇るブロックとなっています。

私個人として参加協力している壬生町、葛生町で行われる障害者スポーツ教室は、私自身が毎年

心待ちにしているとても楽しい教室です。なぜ心待ちにしているかと言いますと、参加者の方たちのスポーツに対する前向きな姿勢を肌で感じる事が出来、心から感動させられるからです。

また、年1回開催される下都賀地区障害者スポーツ大会では、毎年、障害者スポーツ指導員の派遣要請を受け、参加しています。ここでは、参加者の方たちにニュースポーツを紹介するコーナーを設けていただき、私たちにとっても非常に勉強になる場となっています。

最近紹介した「コントロールアタック(コンタック)」は、かなり人気のある種目で、参加者の方もかなり夢中になって楽しんで

います。コンタックは、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの一つですので、ぜひもっと普及させていきたいと考えています。

ニュースポーツというのは与えられるものではありません。日常の社会生活の中で、各々のアイデアによって作られるべきものと感じていますので、それぞれ現場に応じたものが編み出されてもいいと思います。

皆が楽しめて、いい汗をかいて、また次の期待が持てる。そんな現場に遭遇できる障害者スポーツ指導員というのは本当にやりがいがあり、活動を通じて幸せな気持ちにも浸れます。「自分も参加したい」とちょっとでも思っている方は、是非ご連絡ください。お待ちしております。一緒に楽しく頑張りましょう!!

また、なかなか実行できずにいたブロック研修会を、18年度は、是非実行したいと思っていますので、会員の皆様のご協力をここにお願いいたします。

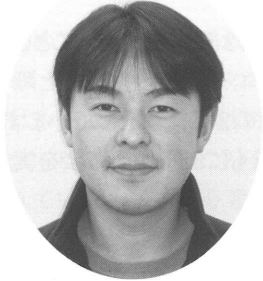
### Profile

①下都賀郡壬生町 ②(福)せせらぎ会 ホームヘルプサービス提供責任者 ③宴会・最近始めた三線 ④自分的には「人見知りの子リス」 ⑤多分、ニックネームの件でクレームがくるのは分かっている

活躍している指導者

## サウンドテーブルテニス指導

下都賀ブロック長 廣内 則夫 (中級指導員)



サウンドテーブルテニス(以下STT)とは、視覚障害者の卓球です。以前は盲人卓球と言われていましたが、2000年9月に一般卓球のボールの大きさの変更に伴い、盲人卓球に関しても変更することになり、STTとして生まれ変わりました。

盲人卓球は、昭和8年の帝国盲教育研究大会において、栃木県足利盲学校長の沢田正好氏が視覚障害者の神経の動きや体の動き、感覚訓練のリハビリの一つとして考案、発表され、そのルールが現在のものと同一であったことから沢田氏が創案者とされています(世界盲人世界辞典より)。

このことから、STTは県内でも類を見ない、栃木県発祥のスポーツであり、今では全国はもちろん海外でも多くの方が楽しまれています。

私がSTTと出会ったのは、障害者スポーツ指導員の資格を得て「自分には何ができるのか」といった疑問を持っていたころです。ある人から「STTをやってみないか」と誘われ、軽い

気持ちでやることにしたのですが、いざ始めるとなると「卓球の経験もなく、視覚障害者の方と接したこともない。果たして大丈夫だろうか」と不安になったことを覚えています。

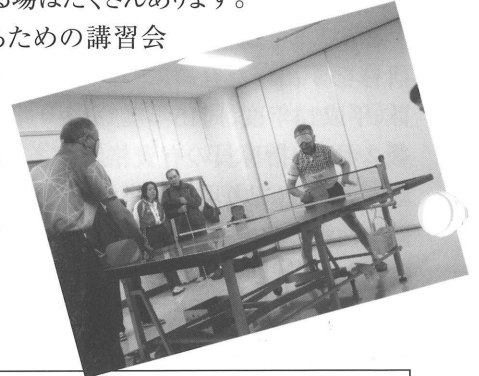
心の動揺を抱えながら始めたSTTですが、現在ではその奥深さと魅力に取り付かれおり、STTのますますの発展を願うとともに選手の皆さんを少しでもサポートできればと考えています。

定期的に練習や公式戦が行われており、指導者の資格をお持ちの方が活躍できる場はたくさんあります。

また、公認審判員となるための講習会

の受講も可能です。ST

Tに興味のある方は、是非、ご連絡いただきたいと思います。肝心なのは一歩を踏み出す勇気です。



### Profile

- ①日光市 ②(福)すかい 皇海荘生活支援員 ③アイスホッケー  
④ノリ ⑤一緒に楽しく有意義な一時を過ごしましょう

活躍している指導者

## 水泳指導

笠原 恵子 (中級指導員)



N君のお母さんが開口一番「今日学校でマラソンの練習があったので疲れています、本人がプールに行くと言うので連れてきました」と、水泳の練習前に教えてくれました。N君は心臓にペースメーカーが入っているダウン症の男の子。おく病な半面、頑固でとても頑張り屋です。

彼にはボランティアが2人付き、1人はお母さんの代わりに男子更衣室で着替えを手伝ってくれる70歳代の方。もう1人は電車で宇都宮から小山まで来てくれる水泳経験のある高校生で、入水の補助をしてくれ、40分間の練習中、「怖い!怖い!」を連発するN君の隣で励ましながら、ひたすら水中歩行を付き合ってくれます。

K君は多動の自閉症の男の子です。お母さんの言うことは聞かず、初めて会ったときも、私の考えが及ばない行動を取りました。初心者はマンツーマンが基本なので、プールにはK君のお母さんに代わって別の参加者のお母さんが入ってくれ、そ

の姉妹やお父さんが指導の補助をしてくれます。

障害者の皆さんが一人で水泳教室に参加できる環境が整えられればいいのですが、家族に頼らざるを得ないというのが現状です。更に、障害者が成人の場合、両親が高齢者ということも多々あります。そうすると、水泳どころか送迎もままならず、たとえプールに来て入水ができないという問題も発生してくることもなり、障害者の方は水泳教室への参加をあきらめなければなりません。

今、私は「着替えだけ、歩く補助だけでいいなら手伝いOKという方がいれば、もっと障害者水泳が広がるのに…」と、心底感じています。お手伝いしていただけるという方は、是非ご連絡いただければと思います。

現在、宇都宮と小山でボランティア募集中ですので、よろしくお願ひします。

連絡先は090-4390-3364です。

### Profile

- ①宇都宮市 ②主婦時々水泳指導 ③楽しいことなら何でも ④?  
⑤一緒に楽しもう

# 栃木県障害者スポーツ指導者協議会 会 則

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この会は、栃木県障害者スポーツ指導者協議会(以下、「本会」という。)と称する。

### (事務局)

第2条 本会の事務局は会長の指定する場所に設置する。

### (目 的)

第3条 本会は栃木県内におけるスポーツ活動を通して、障害者福祉の発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の研修に関すること。
- (2) 会員相互の連絡調整に関すること。
- (3) 栃木県障害者スポーツ協会の事業に対する協力。
- (4) 関係団体等との連絡調整に関すること。
- (5) その他本会の目的達成に必要と認められること。

要があると認められた場合には、年度の途中においても、その年度の登録をすることができる。

- 3 次年度も引続き登録する場合には、その都度更新の手続きを行うものとする。

### (登録の手続き)

第7条 本会の会員は、次により登録しなければならない。

- (1) 規定の登録申請書に登録料を添えること。
- (2) (財)日本障害者スポーツ協会に登録の手続きをしている者は、登録料について免除する。
- 2 前項にかかる登録の手続き・登録料については、別に定める。
- 3 次年度も引続き登録する場合には、登録料を添えて申請するものとする。

### (退 会)

第8条 会員の退会は次のとおりとする。

- (1) 本人より退会申請のあった者。
- (2) 会費を1年間納入しない者。
- (3) 本会の名誉を著しく汚した者。
- (4) 本会の事業を妨げた者。

## 第2章 会 員

### (資 格)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 栃木県在住・在勤の(財)日本障害者スポーツ協会公認指導者。
- (2) 栃木県障害者スポーツ協会認定の指導員。
- (3) 会員の推薦により、理事会で承認を得た者。

### (登録及び更新)

第6条 本会の会員は所定の手続きを経て、毎年登録しなければならない。

2 登録の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、必

## 第3章 役 員

### (種 別)

第9条 本会には次のとおり役員を置く。

- (1) 会長……………1名
- (2) 副会長……………3名以内
- (3) 理事(会長及び副会長を含む)…20名以内
- (4) 事務局長……………1名
- (5) 会計……………2名
- (6) 監事……………2名

2 会長・副会長は理事の互選により選出する。

- 3 理事は、各ブロック役員および学識経験者等のうちから総会において選出する。

(職 務)

第10条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表しその業務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を構成し、本会業務を執行する。
- (4) 事務局長は本会の事務を統括する。
- (5) 会計は本会の経理などを処理する。
- (6) 監事は会計を監査する。

(任 期)

第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員による補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報 酬)

第12条 役員は無報酬とする。

#### 第4章 顧問

(顧 問)

第13条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は次に掲げるいずれかの要件を満たす者の中から、理事会が推薦し、本人の了解を得た上で、総会において選任する。

- (1) 卓越した指導経験を有し、地域の障害者のスポーツ振興に貢献した者
- (2) 障害者のスポーツに関して、高度な学識経験を有し、地域の障害者のスポーツ振興に貢献した者。
- (3) 本会の会長経験者等、本会の活動に多大な貢献をした者。
- (4) その他、必要と認められた者。

(職 務)

第14条 顧問は本会の運営に必要な指導及び助言を行う。

#### 第5章 組織

(組 織)

第15条 第4条の事業を遂行するため、本会に本部組織及びブロック組織を置く。

(本部組織)

第16条 本部組織には、事務局、事業部と研修部を置く。

- 2 事務局は、本会の事務を総理する。

(2) 事務局内に次の役員を置く。

- ① 事務局長…1名
- ② 委員…若干名

- 3 事業部は年間の事業を企画・立案し、実施する。

(2) 事業部内に次の役員を置く。

- ① 事業部長…1名
- ② 事業部委員…若干名

- 4 研修部は、年間の研修会・講習会等を企画・立案するとともに、計画的に実施し、会員の資質向上を図る。

(2) 研修部内に次の役員を置く。

- ① 研修部長…1名
- ② 研修部委員…若干名

(ブロック組織)

第17条 本会の円滑な運営を図るため、下記のブロックを組織する。

- (1) 宇河地区 (河内郡、宇都宮市)
- (2) 上都賀地区 (上都賀郡、今市市、日光市、鹿沼市)
- (3) 芳賀地区 (芳賀郡、真岡市)
- (4) 下都賀地区 (下都賀郡、栃木市、小山市)
- (5) 塩谷地区 (塩谷郡、矢板市)
- (6) 北那須地区 (西那須野、塩原町、那須町、黒羽町、湯津上村、大田原市、黒磯市)
- (7) 南那須地区 (南那須町、烏山町、小川町、馬頭町)
- (8) 安足地区 (安蘇郡、足利市、佐野市)

- 2 本会の各ブロック組織に次の役員を置く。

- (1) ブロック長1名
- (2) 副ブロック長2名以内
- 3 各ブロック活動経費の一部は、本会より助成するものとする。
- 4 ブロック長はブロック会員の中から選出する。
- 5 ブロック役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (2) 欠員による役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 6 ブロック長はブロックを代表して、会務を統括する。
- (2) 副ブロック長は、ブロック長を補佐し、ブロック長に事故がある場合は業務を代行する。
- (3) ブロック役員は理事を兼ねることが出来る。
- 7 ブロック役員は無報酬とする。

#### 第6章 総会

(種 別)

第18条 総会は定期総会と臨時総会とする。

(構 成)

第19条 総会は全ての会員を持って構成する。



(権能)

第20条 総会は次の事項について議決する。

- (1) 会則の改廃に関すること。
- (2) 理事及び監事の選出を行う。この場合において、理事の8名は各ブロック単位の組織から、それぞれ1名を選出しなければならない。

(開催)

第21条 定期総会は年1回開催する。

2 臨時総会は理事会で必要と認めたとときに開催する。

(招集)

第22条 総会は、年1回以上会長が招集する。

(議長)

第23条 総会の議長は会員の互選により選出する。

(議決)

第24条 総会の議決は出席会員の過半数を以って決し、可否同数の時には、議長の決すところとする。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所。
- (2) 会員の現在数。
- (3) 出席した会員の数。
- (4) 審議事項及び議決事項。
- (5) 議事の経過の概要及びその結果。

## 第7章 理事会

(構成)

第26条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第27条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。
- (4) 会長・副会長および事務局長・会計についても、理事の中から互選する。
- (5) 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(開催)

第28条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたととき。

- (2) 理事総数の2分の1以上の理事から、会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第29条 理事会は会長が招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長が当たる。

(議決等)

第31条 本会の業務は、理事の過半数を以って決する。

## 第8章 会計及び事業計画

(事業計画及び予算)

第32条 本会の事業計画及び予算は理事会に諮り、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様である。

(事業報告及び決算)

第33条 本会の事業報告及び決算は監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第9章 その他

(専門委員会)

第35条 事業を推進するために専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会は会長が委嘱する。
- 3 専門委員会の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 専門委員会委員長及び副委員長は委員の互選による。

(補則)

第36条 この規定に定めるもののほか必要な規定は別に定める。

附則

- (1) この会則は、平成14年4月1日から施行する。
- (2) この会則は、平成16年6月20日から施行する。

※ブロック組織について

第17条の各地区の市町村名については、合併前の市町村名となっております。

# 栃木県障害者スポーツ指導者協議会会員の活動風景



しっかり的を狙って矢を放ちましょう



ゲート通過の確認をハッキリと示します



次のディスクです。頑張ってくださいね！



気軽に楽しめるボウリングもあります



車いすバスケットでは熱い戦いが繰り広げられます



「いいですよー」。競技者の励ましも大切です



研修は準備体操で体をほぐして臨みます



サウンドテーブルテニスの審判は、ボールの動きと音に神経を集中



ふれあい広場でのディスコンのルールなどを確認



吹き矢の講習会では、つつい熱が入っていました



第5回全国障害者スポーツ大会での栃木県選手団

## 事務局だより

## ●平成18年度総会の案内

日時:6月11日(日) AM10:00~  
場所:とちぎ福祉プラザ第2研修室

## ●平成18年 公認中級スポーツ指導員養成講習会

- 1期 日:前期 7月15日(土)~17日(月)  
中期 9月16日(土)~18日(月)  
後期 11月3日(金)~5日(日)
- 2会 場:国立塩原視力障害センター  
那須塩原市下塩原21-1  
TEL 0287-32-2934
- 3対象者:初級スポーツ指導員として2年以上経過している者
- 4定員:40名
- 5募集期間:6月1日~10日
- 6受講料:26,000円
- 7申し込み:(財)日本障害者スポーツ協会研修係  
TEL 03-3204-3993

## ●第2回栃木県障害者スポーツ大会ボランティア募集

- 1期 日:9月24日(日)
- 2会 場:県総合運動公園他
- 3内 容:ふれあい広場でのスポーツ、レクリエーション指導
- 4募集人員:20名程度
- 5問い合わせ:事務局まで

●栃木県障害者スポーツ指導者協議会  
会員募集

〔会員要件〕

- 1.栃木県に在住・在勤の(財)日本障害者スポーツ協会公認指導者
- 2.栃木県障害者スポーツ協会認定の指導員
- 3.会員の推薦により、理事会で承認を得た者

※登録の手続きは会則の第2章を参照

## ●事業部及び会報編集局員募集

## ●事務局員、事業部委員、研修部委員募集

## 編集後記

[S.K]

平成18年度のスタートを切り、障害者スポーツ指導者協議会もいよいよ機関紙を発行することになりました。発足後4年が経過しながら、その存在や活動があまり知られていないのは、社会への情報発信が希薄だったことも理由の一つではないかと思っています。機関紙創刊は当協議会活動の活性化も期しており、会員の皆様の積極的な参加を願っております。また、会員以外の皆様には、当協議会の事業推進に対して、ご協力のほどよろしくお願い致します。

[K.N]

スポーツを楽しむことは素晴らしいことです。しかし、障害を持つ方に目を向けるとその場が限られるのが現状です。本協議会は障害者スポーツ指導員の集団であり、障害を持つより多くの方がスポーツを気軽に親しむための手助けをする役目を担ってこそ存在の意義があると感じています。「とちぎアシスト」が、指導員の皆様の積極的な参加と障害者スポーツの活性化に役立つことを願うとともに、皆さんと共に大輪のごとく育てていければと思っています。